



令和5年度

特別支援教育支援員

スタート資料

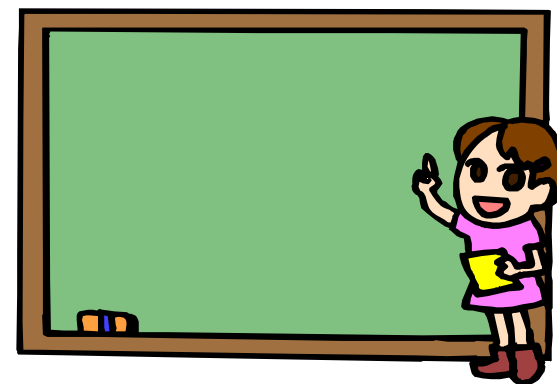


特別支援教育課



スタート資料の内容

- 1 特別支援教育とは
- 2 横浜市の特別支援教育について
- 3 支援員の業務内容・役割

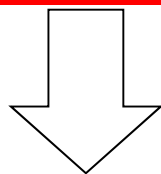




1 特別支援教育とは
幼児児童生徒一人ひとりの

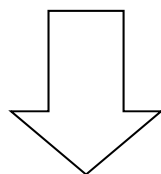


教育的ニーズを把握



適切な教育や指導及び必要な支援により

持てる力を高める



自立や社会参加をめざす



平成19年4月に出された、「特別支援教育の推進について」という文科省通知では

特別支援教育は、

- ①障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、
- ②幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、
- ③その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、
適切な指導及び必要な支援を行うものである。

と示されています。



特別支援教育の視点

- ◆対象は学校に在籍をしている全児童生徒
- ◆一人ひとは、みな違っていることが大前提
- ◆困ったときは誰もが支援を受けられる
- ◆まずは、学級や集団の中でどんな支援ができるかを考える（集団の中の存在感）
- ◆特別な支援は、一人ひとりのニーズに合った適切な対応である



また、

知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする 幼児児童生徒が在籍する **全ての学校において実施されるもの** である。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる

共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

とも示されています。



2 横浜市の特別支援教育について

★下の質問に答えてみましょう

Q1 一般学級(全国)に在籍している特別な支援を必要とする児童生徒は、全体の何%程度だと思いますか？

① 3.5 % ② 6.5 % ③ 8.8 %

※令和4年12月 文部科学省調査より

Q2 特別支援教育は特別なことなので、特別支援学校などの特別な教育の場でしか行われていません。

YES? NO?



Q1の答え・・・③8.8%

令和4年12月の調査では、全国の小・中学校の一般学級の担任からアンケートを取りました。結果は40人学級で3～4名の支援を必要とする児童生徒がいることを表しています。年齢別では学年が低いほど割合が増え、小学校1年生では12.0%と高い結果が出ています。


Q2の答え・・・NO!

特別支援教育は、一般学級を含むすべての教育の場で行われています。



横浜市の特別支援教育について

- 一人ひとりの子どもの得意なことを引き出し、可能性を最大限に伸ばす
- 教育的ニーズを把握し、多様な教育の場を用意して一貫した適切な指導や必要な支援を保障
- 様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会を築きその社会で生きる子どもの育成を目指す
- 学齢期における一貫した教育を行い、子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援



横浜市の特別支援教育は、一人ひとりの子どもの得意なことを引き出し、可能性を最大限に伸ばしていきます。そのために教育的ニーズを把握し、多様な教育の場を用意して、全ての子どもたちに、あらゆる教育の場（※後ページにて説明あり）で、一貫した適切な指導や必要な支援を保障します。

さらに、学び合う中から一人ひとりの違いを認め合い、支え合う中で豊かな心を育て、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会を築き、その社会で生きる子どもの育成を目指します。

また、家庭や地域、関係機関との連携を図りながら、学齢期における一貫した教育を行い、子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援します。これらの取組が、全ての学校・学級で、日常的に推進されることで教育全体の向上に寄与するものとなります。

横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

横浜の特別支援教育が育む力

知 生きて はたらく知

- 一人ひとりのニーズに応じた教育を通して、得意なことを引き出し、可能性を最大限に伸ばすことにより、自ら考え、学ぶ楽しさを感じながら意欲的に学ぶ力を育みます。

徳 豊かな心

- 多様な人との学び合いを通して、自他の存在を大切にするとともに、相手への感謝と思いやりの心を育みます。また、困難を乗り越えるために相談したり助けを求めたりできる生きる力を育みます。

体 健やかな体

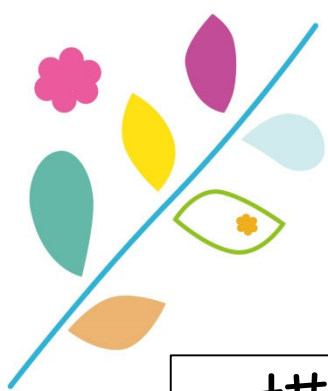
- 自分の障害の特性を理解し、障害の状態に応じた健康管理ができるとともに、生涯にわたり健康の保持増進を図り、運動やスポーツに親しむことを通して豊かな生活を営む態度を育みま

公 公共心と社会参画

- 交流及び共同学習や豊かな体験学習を通して、自分を取り巻く人々や環境と関わり、社会における自分の役割を自覚するとともに、自立と社会参加の態度を育みます。

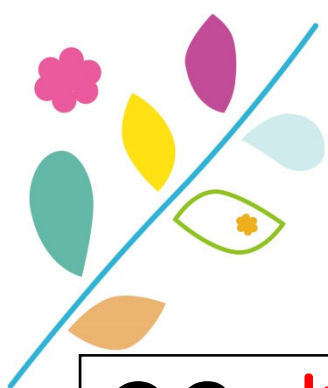
開 未来を開く志

- 多様な人々とのコミュニケーションを通して、地域や社会への興味・関心を広げ、その中で自分の力を発揮しながら、自分の将来を創っていかうとする力を育みます。



横浜では、学習指導要領に掲げられた目標を踏まえて、五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表す力を育むことで、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指します。

横浜の特別支援教育では、あらゆる教育の場（※後ページにて説明あり）を通して、一人ひとりの子どもの「安心して豊かに生活したい」という願いを大切にし、自分なりの自立と社会参加に向けた主体的な活動のために、育みたい必要な力として示しています。



Q3 横浜市的全児童生徒数は、
どのように変化しているでしょうか？

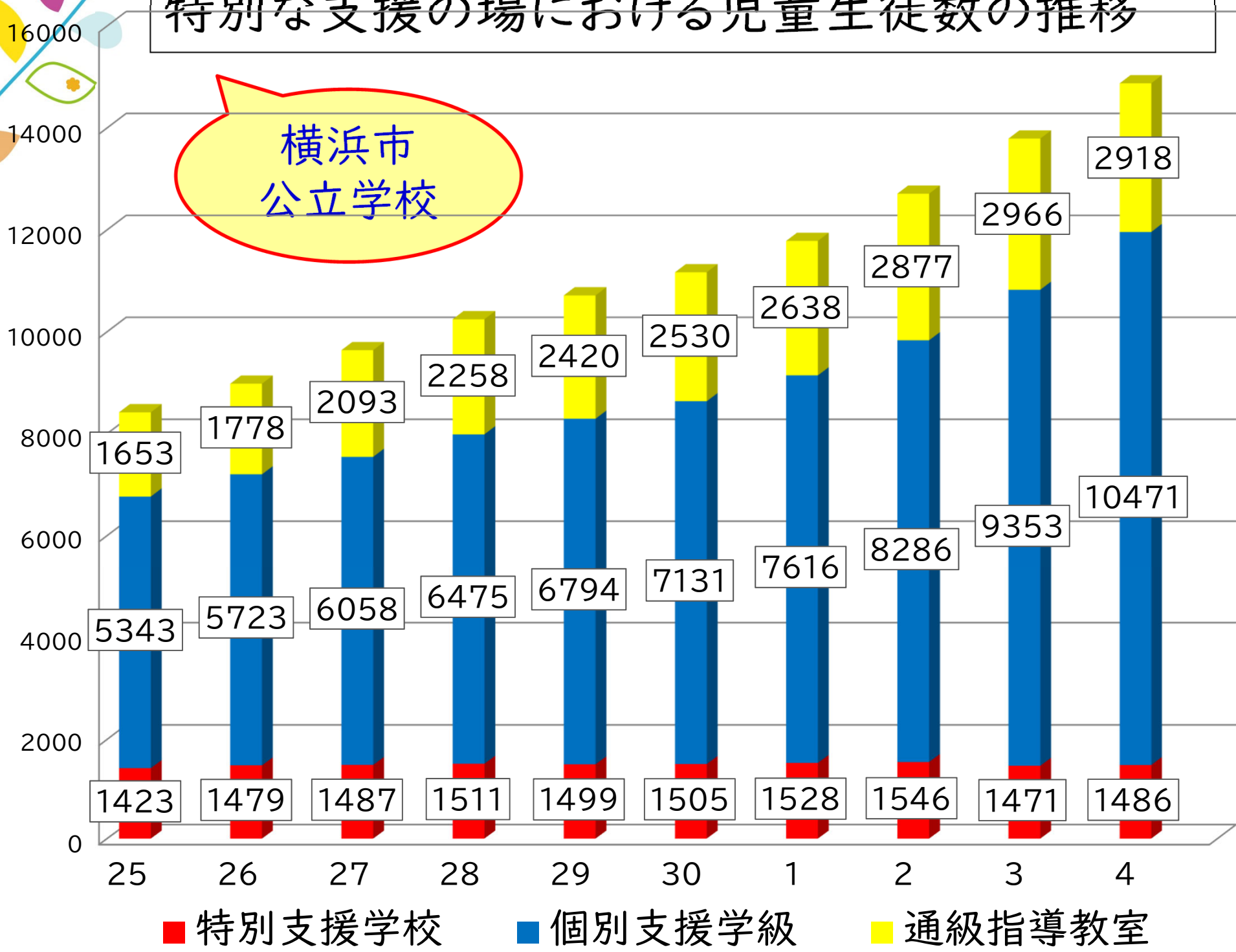
- ①増加傾向 ②横ばい ③減少傾向

Q4 横浜市の特別な支援の場における全児童生徒数は、どのように変化しているでしょうか？

- ①増加傾向 ②横ばい ③減少傾向

特別な支援の場における児童生徒数の推移

横浜市
公立学校





Q3の答え・・・③減少傾向

Q4の答え・・・①増加傾向

上のグラフは、**特別支援学校・個別支援学級・通級指導教室の児童生徒数**の推移を表しています。個別支援学級・通級指導教室は10年前に比べ約1.7倍になっています。特別支援学校の人数も増加しています。

横浜市**の全児童生徒数が減少傾向**であることから、特別な支援の場の児童生徒数の割合が**人数以上に増加傾向**であることが分かります。

R5 横浜市特別支援教育の現況

◆市立特別支援学校 13校

(その他 市内にある特別支援学校
県立8校 国立1校 私立2校)

◆個別支援学級設置率100%・小学校(337校)

・中学校(144校)・義務教育学校(3校)


◆通級指導教室設置校

小学校 16校 中学校 4校

ろう特別支援学校 1校

盲特別支援学校 1校

◆特別支援教室 小・中・義務教育学校全校



横浜市には、上記にあるように学校・学級・教室が設置されています。

特徴として、①特別支援学校13校は横浜市独自に設置されている、②個別支援学級が小・中・義務教育学校すべてに設置されている、③通級指導教室が、計22校に設置④特別支援教室が小・中・義務教育学校すべてに設置されていることが挙げられます。

横浜市には、様々な学びの場（あらゆる教育の場）があります。

次のページからは児童生徒の多様な学びの場を紹介します。

個別支援学級での指導

学級種 : 知的障害学級
自閉症・情緒障害学級
弱視学級

学級編制: 1クラス 児童生徒8人まで

指導 : 学級担任

⇒特別支援教育支援員の支援場面あり

「児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて、身につけさせたい資質・能力を明確にし、目標、学習内容を設定し、指導、支援していくための学級」です。

一人ひとりに合わせた指導とは、一対一の学習形態を指すものではありません。

一人ひとりの実態、教育的ニーズ、目標、学習内容に合わせて、より効果的な学習形態、学習方法を取り入れて運営されます。

通級による指導

- 方式：在籍校とは異なる
特別な指導の場（通級指導教室）に通う
（週に1回～2週に1回程度）
- 種別：情緒障害通級指導教室
難聴・言語障害通級指導教室
弱視通級指導教室
- 対象：一般学級に在籍し、心身に軽度な障害があり、
障害に応じた特別な指導が必要な児童生徒

※小中学校の一般学級に在籍している弱視、難聴、言語障害、情緒障害、自閉症、LD、ADHDなどの障害がある児童生徒のうち、一般の学級の学習におおむね参加できる児童生徒に対して、各教科の指導は主として一般の学級で行いつつ、**個々の障害の状態に応じた特別の指導を特別の指導の場で行う教育形態**です。

特別支援教室での指導

対象 : 一般学級・個別支援学級の児童生徒
(在籍学級を離れて、週1コマ程度学習する)

場所 : 普通教室、特別教室、相談室など

指導者: 教員が指導

⇒特別支援教育支援員の支援場面あり

※平成21年度より、児童生徒が在籍する学級(一般学級・個別支援学級)を離れて、学習するためのスペースとして特別支援教室を設置しています。設置や活用の方法は、学校の状況によって様々です。

特別支援教室は、必要に応じて、特別の場で指導及び支援を受けることが適切であると校内委員会で判断された児童生徒が活用します。

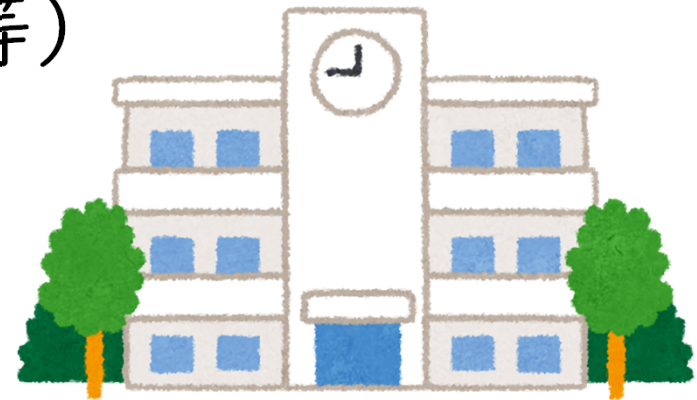
一般学級での指導

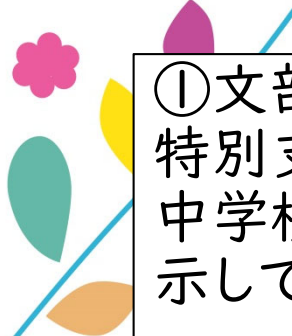
- ・1学級40人(小学校4年生までは35人)
- ・基本的には、在籍している学級集団で学習し学校生活を送る。
- ・学級全体・班やグループ・ペア・個別、などの多様な指導形態をとることがある。
- ・学級担任、教科担当が指導の中心
- ・チーム・ティーチングや少人数指導を行うこともある。
⇒特別支援教育支援員の支援場面あり

※障害の有無にかかわらず、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍していることを前提に、全ての教職員が「特別支援教育の目的や意義」を理解し、「障害に対する正しい理解」を深め、「支援を必要とする全ての児童生徒に組織的な対応」ができるよう取り組んでいます。

特別支援教育の取組

- ①特別支援教育コーディネーター
(小学校では児童支援専任が兼務)の指名
- ②特別支援教育に関する校内委員会の設置
- ③「個別の教育支援計画」、
「個別の指導計画」の策定
- ④教室内での配慮(担任・TT等)
- ⑤特別支援教室の活用





①文部科学省は、「特別支援教育コーディネーターは学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもと学校内の協力体制を構築するとともに、小・中学校又は盲・聾・養護学校と関係機関との連携協力体制の整備を図る。」と示しています。具体的な役割として、以下に示します。

1. 校内における特別支援教育体制の構築に関すること 2. 特別な教育的ニーズのある児童生徒や保護者の理解に関すること（障害全般に関する一般的な知識・理解、児童生徒、保護者、担任との相談） 3. 障害のある児童生徒など教育実践の充実に関すること（教育課程や指導方法、個別の指導計画の作成・実施・評価及び個別の教育支援計画に関すること、少人数指導や個別指導などチーム・ティーチングの活用等）

②校内委員会の役割の一例です。◇児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握◇児童等に対する支援内容の検討。（個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。◇校内研修計画の企画・立案◇教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り◇具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催

③ ◇「個別の教育支援計画」…他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画◇「個別の指導計画」…指導を行うためのきめ細かい計画

④前ページ「一般学級での指導」参照

⑤前ページ「特別支援教室での指導」参照



3 支援員の業務内容・役割 (特別支援教育支援員制度と 研修講座について)





「特別支援教育支援員」とは？

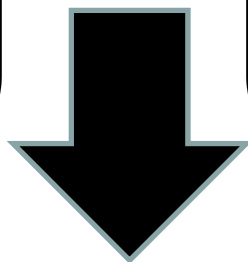
学校生活支援員

- ・生活面への支援
- ・安全配慮



学習支援員

- ・学習支援



特別支援教育支援員

- ・学習支援
 - ・生活面への支援
 - ・安全配慮
- ※有償ボランティア



特別支援教育支援員が行う業務は？

1 校内支援


- ① 集団学習場面における学習支援
- ② 食事、移動、着替え、排泄等の支援
- ③ 学習場面等における

安全配慮に関する支援

2 校外支援

校外学習及び宿泊行事における
移動等の支援

※医療行為に関する支援は
行うことができません。



特別支援教育支援員が行う業務には校内支援と校外支援があります。

1、校内支援

①「集団学習場面における学習支援」とは、例えば、低学年一般学級に在籍している児童で発達障害があり、特性に応じた学習活動への働きかけが頻繁に必要な場合に、児童が学習活動に興味を持ったり、参加したいと思ったり、活動したりできるよう、支援を行います。

②「食事、移動、着替え、排泄等の支援」とは、例えば、肢体不自由や知的障害があり、食事、移動、着替え、排泄等の支援が頻繁に必要なと認められる児童生徒に対して、適切な介助等を行います。

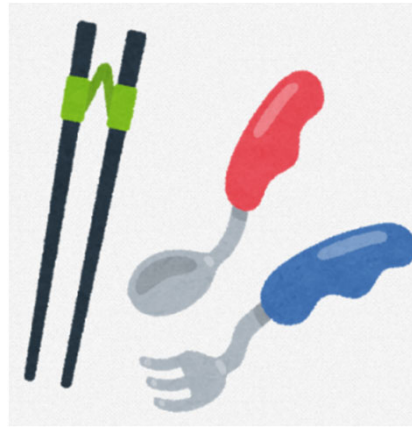
③「学習場面における安全配慮に関する支援」とは、例えば、発達障害等により危険な行為及びパニックを起こす状況が継続しており、対応が頻繁に必要なと認められる児童生徒に対して、児童生徒が落ち着いて活動したり、危険を回避したりできるよう、支援を行います。

2、校外支援


校外学習及び宿泊学習における移動等の支援を行います。

※支援員は、**医療行為に関する支援は行うことができません。**

特別支援教育支援員が支援する児童生徒は？



- (1) 肢体不自由があり車椅子使用で、乗降、移動、姿勢保持等のための介助が頻繁に必要な場合
- (2) 肢体不自由があり歩行困難なため、転倒防止等の対応が頻繁に必要な場合
- (3) 肢体不自由や知的障害があり、食事、移動、着替え、排泄等の指導・支援が頻繁に必要な場合
- (4) 低学年一般学級に在籍している児童で、発達障害があり、特性に応じた学習活動への働きかけが頻繁に必要な場合
- (5) 発達障害等により危険な行為及びパニックを起こす状況が継続しており対応が頻繁に必要な場合
- (6) 病弱・身体虚弱のため、安全面での配慮が頻繁に必要な場合。
- (7) その他、教育長が特に必要と認めた場合



特別支援教育支援員に求められる視点・姿勢

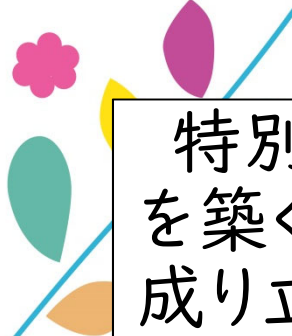
子どもとの信頼関係

子どもは自分の安全を、
特別支援教育支援員に託しています。

子どもが不安を感じないように

介助(支援)内容の確認

声かけ



特別支援教育支援員として大切なことは、子どもとの信頼関係を築くことです。どんなに素晴らしい支援も、信頼関係がなければ成り立ちません。信頼関係をつくることに努める必要があります。

- ①見る → 子どもの様子をよく見ます
- ②知る → どんな時笑顔なのか、その反対かを知ります
- ③理解する → 子どもの得意なこと、苦手なことを理解します
- ④信頼関係を築く → 子どものニーズに合わせた対応をします

そのうえで、以下のことに留意します。

①介助（支援）内容の確認

あらかじめ担任と介助（支援）内容について丁寧に確認する。さらに必要があれば本人とも確認する。

②介助（支援）をする際に声をかける

突然手を差し出されて驚いてしまう子どももいます。適切に声をかけることで子どもは安心して安全を託します。



特別支援教育支援員に求められる視点・姿勢

できることに注目した支援

「何ができない」より「何ができるか」の視点

◎ できない部分を支援する(介助)

◎ できるようになったら、

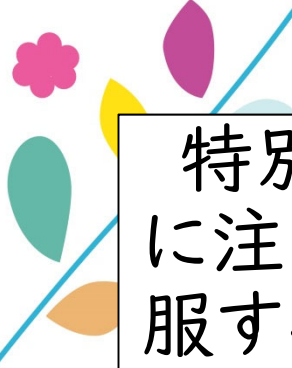
少しずつ支援を減らす(スモールステップ)

担任と
連携します

自分で
できた!

またやっ
て
みよう!

⇒ 自信・意欲・自立



特別支援教育支援員に求められる視点として、「できることに注目した支援」が大切です。児童生徒ができないことを克服する支援も大切ですが、まずは児童生徒のできることに注目し、得意なこと(できること)を増やしたり、できていることをより上手に行えるようにしたりする支援を心がけましょう。できることが増えることで、「もっと上手に行いたい」「苦手なこともやってみよう」と、児童生徒の意欲が高まります。

できないことに挑戦するときは、児童生徒のニーズに合わせて、スモールステップで支援します。**段階的な支援方法は必ず担任と確認をします**。最初のステップができるようになったら、次のステップへ進み、その後支援は少しずつ減らしていきます。

学校は、児童生徒の成長を促す場所です。児童生徒は支援を受けながらも「自分から」行うことが大切です。「自分でできた」と感じることで「またやってみよう」と、「自分から」行う意欲を高めるのです。



特別支援教育支援員に求められる視点・姿勢

児童生徒のニーズ(目標)に応じた支援

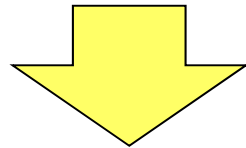
できることは自分でやらせたいけど・・・

授業に間に合わない!!

Q:今、大切なのはどちら？


(例 「体育の更衣」)

- ・自分の力で着替えることが大切？
- ・時間通りに学習を始めることが大切？



*担任・保護者との共通理解

*本人の納得



児童生徒が「**自分から**」行うことが大切と考え、できることは自分で行えるよう支援をする中で、様々な場面に出会います。実際の場面を想定して考えてみましょう。

「今、児童生徒は体育の学習のために着替えています。間もなく体育の時間になりそうですが、まだ着替えています。このままだと授業の始まりに間に合いません。」

Q.このような状況では、どんな支援をしますか？

自分で着替えることが大切なので、授業は少々遅れても、やり遂げることを大切にしますか？友達と一緒に学習を始めることが大切なので、着替えを手伝って授業に間に合うことを大切にしますか？

A.この場面では、あらかじめ担任との確認が必要です。想定される状況について、児童生徒がどのような目標で取り組んでいるのか知ることで、適切な支援方法が見つかります。担任を通して保護者や本人との共通理解も大切です。



特別支援教育支援員に求められる視点・姿勢

安全は最優先

1 子どもの様子で気になることは、
すぐに担任に!


「**たぶん**大丈夫だろう」「**もしかしたら**・・・」

2 慣れからくる油断は大敵!

基本に忠実に・・・車いすのブレーキ

遠足などいつもと違う条件下での支援

★事前に学校と十分に打合せを



特別支援教育支援員は、「安全が最優先」の姿勢で支援を行います。

1. 「子どもの表情がいつもと違う」「予定が変更されて、予定の支援が適切に行えない」など、子どもの様子や支援内容で気になることがあれば、すぐに担任に伝えます。

「たぶん大丈夫だろう」から「もしかしたら…」の気持ちに切り替えて対応します。

2. 慣れからくる気持ちの緩みにも気を付けます。例えば、うっかり「**車いすのブレーキをかけ忘れる**」などは大きな事故につながります。遠足などいつもと違う状況下では、子どもも精一杯で、いつもと違う行動をとる場合があります。**いつもと同じ支援が適切か**どうか、事前に学校（担任）と丁寧に打ち合わせをする必要があります。

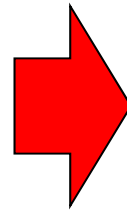


特別支援教育支援員「確認とまとめ」

1 プライバシーを守りましょう

知ったこと

知られたくないこと



個人情報の保護

子ども・保護者

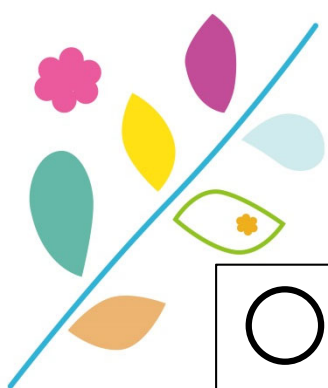
との信頼関係

2 いつでも、安全を最優先に

○気になることがあったら、すぐに担任へ報告を

○普段から、対応方法を確認しておく

シミュレーション（事故・体調の変化など）



○無理は禁物

迷ったら、担任に判断してもらおう。

○学校（担任）との連携を密に

3 子どもとの信頼関係の構築を

○子どもの思い → 子どもが納得する支援

○保護者の思い → 保護者が望む支援

○担任の思い → 担任が求める支援



特別支援教育支援員研修講座とは？

◆ねらい

特別支援教育についての基礎基本の理解を図り、特別支援教育支援員として、小中学校等における支援活動を効果的に行える人材の養成を図る。

◆対象

1 今年初めて、横浜市立小中学校等で特別支援教育支援員等のボランティアとして活動している方

2 すでに、横浜市立小中学校等で特別支援教育支援員等のボランティアとして活動している方

3 今後、横浜市立小中学校等で特別支援教育支援員等のボランティアとしての活動を考えている方

おすすめ資料



横浜子ども学力向上プログラム
〈配慮を要する子どもへの指導資料〉

学校で・家庭で・役立つ

スタディ& ソーシャルスキル集

～一人ひとりを大事にする横浜の教育～

平成23年2月

市HPからダウンロードできます



おすすめ資料

特別な支援が必要な子のために

学習支援充実のための
マニュアル

～学習支援研究・開発事業からの考察～



平成24年3月
横浜市教育委員会

特別な支援が
必要な子のために
「学習支援充実の
ためのマニュアル」

～学習支援研究・
開発事業からの考察～

平成24年3月

市HPからダウンロードできます


おすすめ資料

OPEN YOKOHAMA
全教職員向け

＝横浜市自閉症教育 理解・啓発パンフレット＝

自閉症にやさしいまち、横浜

認めよう、見つめよう、育もう
～自閉症の理解と適切な指導・支援のために～



切り絵「夜のベイブリッジ」上田豊治作（山口県萩市在住）より

一切り絵作者の母のことは—
「豊治くんはいいわねえ。できることがあって、有名になって、もう自閉症は治ったのじゃないの」と、よく言われます。「自閉症だからできるのよ」私は心の中で言います。
自閉症は治りません。小さい頃、できないことを無理やりやらせようとして何度も失敗しました。それより「一つでもその子のできることを見つけて、できないが見えなくなる生き方」の方が、その子も楽しく生きられる、と思いました。几帳面でこだわる豊治の性格が、よい方向に向いたとき、「切り絵」となって生かされた時、それは個性として花開いたのではないのでしょうか。
（上田幸子著 樹心社発行「こんにちは、上田豊治です。」本文より）

このパンフレットは、私たちが自閉症を正しく理解し、各学校において自閉症の人たちに適切な指導・支援を行えるように、わかりやすくまとめたものです。横浜市の教職員として、まず、このパンフレットを読んで自閉症を正しく理解し、自閉症教育に取り組んでいきましょう。

平成 24 年 3 月
横浜市教育委員会

横浜市自閉症教育 理解・啓発パンフレット

「認めよう、
見つめよう、
育もう」
～自閉症の理解と
適切な指導・支援のために～

平成24年3月

市HPからダウンロードできます

おすすめ資料



「自閉症教育の 手引きII」

～認めよう、見つめよう、
育もうII～

平成26年2月

市HPからダウンロードできます